

手続きは  
お済みですか？

電力・ガス・食料品等価格高騰

# 緊急支援給付金

問合せ

臨時特別給付金コールセンター

☎ 072-947-4140 (平日 9:00 ~ 17:00)



詳細はこちらの  
QR コードから

住民税均等割非課税世帯や令和 4 年 1 月から 12 月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金【1 世帯あたり 5 万円】です。受給にあたっては、【1 月 31 日火】までに手続きが必要です。

支給対象と申請の有無 ◀ 申請窓口は別館 2 階です ▶ いずれかにあてはまる世帯が対象 ※重複受給はできません。

※いずれも住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯を除く

世帯全員の令和 4 年度「住民税均等割が非課税」の世帯  
令和 4 年 9 月 30 日時点で羽曳野市に住民登録のある方



**該当する可能性のある世帯には、  
すでに確認書を送付しています。**

確認書に必要事項を記入の上、同封の返信用  
封筒に入れ、期限までに提出してください。  
※一部申請が必要な場合があります。

令和 4 年 1 月 ~ 12 月の収入が予想せず減少 (※ 1) し  
「住民税非課税相当 (※ 2)」の収入となった世帯 (家計急変世帯)  
※世帯員全員が住民税非課税水準以下となった世帯  
申請時点で羽曳野市に住民登録のある方



**申請が必要です。**

【申請書配布場所】市役所、支所、人権文化センター  
※市ウェブサイトからもダウンロード可  
【申請窓口】市役所別館 2 階 臨時特別給付金推進室

## 支給時期

確認書 (または申請書) の審査が完了してから 3 週間後が目安です。審査の結果については、後日通知します。

(※ 1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、離職後再就職が困難、などによるものです。

(※ 2) 世帯員全員のそれぞれの年収見込額 (令和 4 年 1 月から 12 月までの任意の 1 カ月収入 × 12) が市区町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

## 高齢者生活支援

# 価格高騰に伴う 65 歳以上の市民生活支援

申請不要

電力・ガス・食料品等価格高騰に伴う高齢者の経済的負担を軽減するため、65 歳以上の市民の方へ 1 人あたり 5,000 円分の JCB ギフトカードをプッシュ型 (申請不要) で配布します。普段のお買い物など、日常生活にぜひお役立てください。



## 対象

基準日 (令和 4 年 10 月 31 日) において羽曳野市の住民基本台帳に登録されている方のうち、65 歳以上 (昭和 32 年 11 月 1 日以前生まれ) で下記のいずれかに該当する方。

1. 羽曳野市の住民基本台帳の登録地にお住まいの方。
2. 配偶者等からの暴力 (DV) を理由に一時保護をされている方、または住民票を移さずに避難している方であって、申出受付期間にその旨を申し出た方。(令和 4 年 12 月 12 日で受付終了しています。)
3. 住民票を移さずに養護老人ホームまたは特別養護老人ホームへ措置されている方。

## 配布方法

- 基準日 (令和 4 年 10 月 31 日) 時点の住民基本台帳に登録の住所に対象者あての簡易書留でお送りします。
- 配偶者等からの暴力 (DV) を理由に避難されている方は、申出された住所に対象者あてでお送りします。

## 配布時期

1 月中旬以降から順次発送します。(準備状況により前後する場合があります。) ※ 2 月末になってもお手元に届かない場合はコールセンターまでお問い合わせください。

コールセンター ☎ 06-4797-5753 (平日 9:00 ~ 17:00) 開設期間: 1 月 4 日 ~ 3 月 31 日

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください! 自宅や職場などに都道府県・市区町村や国 (の職員) などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署が警察相談専用電話 (# 9110) にご連絡ください。